



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

「技能実習制度運用要領」が、令和5年4月1日に改正されました。今回の改正は89箇所と多岐に及びますが、なかでも監理団体の皆様には一度留意していただきたい主要な改正ポイントをご紹介します。

■ 習得等をした技能等の評価に関するもの (第4章 第2節 第6)

技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。

■ 技能実習を行わせる体制に関するもの (第4章 第2節 第7)

技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を選任する際に、「技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書」（参考様式第1-5号）により常勤職員等であることを誓約することにより、常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証等）の提出は原則不要となりました。

■ 宿泊施設の確保に関するもの (第4章 第2節 第10)

技能実習生の私物であるスーツケースを私有物収納設備として利用しているケースがありますが、私有物収納設備の設置はあくまでも実習実施者の責任において行われるものであり、このような私物の利用では私有物収納設備を設ける措置を講じているとは認められません。

■ 「常勤」の職員について (第4章 第2節 第12)

常勤の職員は、実習実施者に継続的に雇用されている職員としていますが、下記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員として差し支えないことが追記されました。

- ① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。
- ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。

■ 中断後の再開手続等 (第4章 第13節 第4)

技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により、中断した技能実習を再開する手続として、これまで新規の技能実習計画の認定が必要でしたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定により行えることとしています。

■ 技能実習実施困難時の届出等 (第4章 第10節、第5章 第10節)

妊娠・出産等を理由に技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国について

の申告書」(参考様式第 1-42 号)を保管する必要があります。

なお、技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消しの対象となります。

■ 監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの (第 5 章 第 2 節 第 2)

監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、インターネットにより公表しなければなりません(令和 5 年 6 月以降適用)。ただし、人員体制や保有する設備等からホームページを開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さい等、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、引き続き、事業所内へ掲示することとしても差し支えありません。

■ 監理費を預託させた場合の取扱い (第 5 章 第 5 節)

監理費を預託させた場合の取扱いとして、預託額が監理費として精算(徴収)した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、それ以降に監理費として預託させる額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められ、返還せずに他の用途に費消した場合には、法律で禁止されている手数料又は報酬を受けたものと見なされる場合があります。

その他の改正ポイントについては、外国人技能実習機構HPを御確認ください。

- [技能実習制度運営要領_令和 5 年 4 月 1 日一部改正 \(otit.go.jp\)](http://otit.go.jp)
- [技能実習制度運用要領の改正ポイント \(otit.go.jp\)](http://otit.go.jp)

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他(法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行)

~~~~~

技能実習適正化支援センター (Technical Intern Training Support Center)

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>